

戸籍法の改正に関する中間試案のたたき台

戸籍事務に関する制度の見直しについて

1 電算化を原則とする規定振りへの変更について

戸籍法について、電算化戸籍を原則とする規定振りとする。

全ての市区町村の電算化が完了した場合であっても、紙戸籍の処理が残ることが考えられることから、現行の紙戸籍による処理の規定も例外として残す。

2 国が連携情報を管理することの根拠規定等の整備について

国（法務大臣）が、国及び市区町村がネットワーク連携や戸籍事務内連携を行うための連携情報を整備して管理するための根拠等の規定を設ける。

（補足説明）

連携情報とは、戸籍内の各人について戸籍により得られる情報により作成される情報（戸籍の記載事項のほか、親族関係を明らかにするもの）。

なお、ネットワーク連携は、総務大臣が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報提供を行うものである。

3 バックアップデータについて

戸籍事務へのマイナンバー制度導入のために、国において連携情報を整備・管理するに至った後も、国（法務大臣）において副本を保管する旨を規定する。

法務省が所管する戸籍副本データ管理システムにおいて保存されている現状及び国（法務大臣）において副本を保管することに即して、副本は市役所又は町村役場を管轄する法務局又は地方法務局（以下「管轄法務局等」という。）で保存するとしている戸籍法第8条第2項を改正する。

4 文字の取扱いについて

(1) 連携情報で使用する文字

現に各市区町村で戸籍に記録されている文字を収集した上で、同じ文字と異なる文字とを峻別する文字の同定作業を実施し、法務省が管理する連携情報において、可及的に字形の同一化を図る。

なお、文字の同定作業については、当該分野の専門家の知見を得るため「戸籍文字整備委員会（仮称）」を設置し、文字の同定に疑義が生じた文字について、同定の可否を同委員会に諮問する。

(2) 戸籍正本で使用する文字

市区町村において新たな文字が登録されることを防ぐため、連携情報に使用する文字として整備された文字及び文字コード（以下「整備文字等」という。）を公表するとともに、整備文字等に紐付けることができる文字の同定基準を確定・公表する。今後、新たに戸籍の正本に用いる文字については、字形（デザイン）について特段の制限を設けないが、この同定基準にしたがって整備文字等と紐付けられた文字を記録するものとする。

（補足説明）

上記(1)の同定作業は、他の行政機関との情報連携を行うため、法務省が管理する連携情報を整備するために実施するものである。したがって、現在戸籍の正本に記録されている文字を訂正するものではない。

他方、本籍地市区町村の変更を伴う戸籍の異動がある場合において、従前の本籍地で登録されている文字（字形）が新本籍地の市区町村に登録されていないときは、当該市区町村において新たに文字を作成されている現状があり、この状況が続いた場合、文字コードが統一されず、連携情報の整備に支障を来すことになると考えられる。

そこで、上記(2)に基づき文字の同定基準を確定・公表することにより、新たにシステムに登録される文字が増加することを防ぐものである。

5 改製不適合戸籍の取扱いについて

戸籍の氏又は名の文字が誤字で記載されているため、コンピュータによる取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）とされている場合、当該戸籍に記載されている者に対し、対応する正字により記載する旨の告知を改めて行う。

（補足説明）

対応する正字で戸籍に記載されることを希望しない者に係る戸籍については、文字に対する愛着が強く、その結果、改製不適合戸籍とせざるを得なかった国民がいるという経緯もあることから、引き続き、改製不適合戸籍として取り扱うこととする。

6 市区町村における連携情報の参照について

(1) 届出の受理の審査のための連携情報の参照

市区町村の戸籍事務従事職員は、届出の受理の審査に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、原則として、届出人が戸籍謄本等を届出の際に添付しなくてもよいものとして、マイナンバー制度を導入するために国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報（市区町村が保有する情報と同一の情報）を参照することができるものとする。

(2) 連携情報の参照範囲

現在公用請求等によって確認している戸籍情報については、今後も確認する必要があることから、審査のために確認が必要な従前戸籍については、特段制限を設けないが、不正な情報参照を防止するために十分な方策を講ずる

ものとする。

(3) 不正な情報参照を防止する方策について

ア 一般的対策

例えば、次のような方策が考えられる。

- ① 届出を契機に情報を参照したものの、届出事件の処分決定に至らずに業務処理を終了しようとしたものについて、不正参照の可能性があるととして、コンピュータ処理画面に警告メッセージを表示するとともに、そのまま業務処理を終了したものについては、管轄法務局等の長に通知する。
- ② 誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残すとともに、年に1回以上、管轄法務局等の長による監査を実施する。
- ③ 個人の戸籍情報を漏洩してはならないといった義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする。
- ④ 遑って参照する従前戸籍数が一定数を超過した場合には、必要性についてコンピュータ処理画面に確認のメッセージを表示させたり、当該事務処理担当者以外の関与を経させたりする仕組みを設ける。

イ 個別対策

例えば、次のような方策が考えられる。

- ① 一定の期間に特定の者の戸籍情報について、探索的な操作をするなど、不自然なアクセスがあった場合（検索条件の絞り込み過程に不自然な痕跡のある検索行為をした場合）、一定の期間に特定の職員が一定のしきい値を超えた検索行為をした場合に、コンピュータ処理画面に自動的に警告メッセージを表示するとともに、管轄法務局等の長に通知する。
- ② 事前にDV被害等による情報秘匿の申出がある事件にフラグを立て、届出が出た場合に、上司等の承認を得る等、事務処理担当者以外の関与を経る仕組みとする。

(補足説明)

参照範囲については、現在戸籍のみ参照することができるものとする考え方がある。しかし、現状においても、届出の審査に当たっては、必要に応じ、従前戸籍の情報について確認しており、事務に必要なであれば、確認できるようにしておくべきではないかとの考え方もある。特に届出件数の多い死亡届、出生届、婚姻届及び離婚届については、現在戸籍を参照しただけでは審査が完了しない場合が多く、市区町村が届出の審査をする際は、現状と変わらず、従前戸籍について本籍地市区町村への電話照会等をする必要が生じ、業務の改善につながらないことが指摘された。一方、従前戸籍を参照することができることとした場合には、電話で戸籍情報を確認するという市区町村側の業務の効率化も期待することができるほか、届出人も戸籍法施行規則第63条に基づき戸籍謄本等の提出を求められる機会が一層減少することになる等、効果は大きいもの

と考えられる。

そこで、従前戸籍も参照することができるとした上で、不正な情報参照を防止する方策として、上記(3)ア及びイの対策を講ずることが有効であると考えられる。

7 管轄法務局等における連携情報の参照について

(1) 市区町村が行う戸籍事務への指導等のための連携情報の参照

法務局は、市区町村が行う戸籍事務への指導、戸籍訂正の許可の確認など、戸籍事務に当たって戸籍情報を確認する必要がある場合には、マイナンバー制度を導入するために国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）の情報を参照することができるものとする。

(2) 連携情報の参照範囲

市区町村が行う戸籍事務への指導等のために確認が必要な従前戸籍については、特段制限を設けないが、不正な情報参照を防止するために十分な方策を講ずるものとする。

(3) 不正な情報参照を防止する方策について

ア 一般的対策

例えば、次のような方策が考えられる。

- ① 受理照会や戸籍訂正を契機に情報を参照したものの、当該事件の指示書や許可書の起案に必要な帳票の出力に至らずに業務処理を終了しようとしたものについて、不正参照の可能性があるととして、コンピュータ処理画面に警告メッセージを表示するとともに、そのまま業務処理を終了したものについては、管轄法務局等の長に通知する。
- ② 誰がいつどのような戸籍情報を参照したか証跡ログを残すとともに、年に1回以上、管轄法務局等の長による監査を実施する。
- ③ 個人の戸籍情報を漏洩してはならないといった義務を設けた上で、違反があった場合には、罰則規定の適用の対象とする。
- ④ 遡って参照する従前戸籍数が一定数を超過した場合には、必要性についてコンピュータ処理画面に確認のメッセージを表示させたり、当該事務処理担当者以外の関与を経させたりする仕組みを設ける。

イ 個別対策

例えば、次のような方策が考えられる。

- ① 一定の期間に特定の者の戸籍情報について、探索的な操作をするなど、不自然なアクセスがあった場合（検索条件の絞り込み過程に不自然な痕跡のある検索行為をした場合）、一定の期間に特定の職員が一定のしきい値を超えた検索行為をした場合に、コンピュータ処理画面に自動的に警告メッセージを表示するとともに、管轄法務局等の長に通知する。
- ② 事前にDV被害等による情報秘匿の申出がある事件にフラグを立て、届出が出た場合に、上司等の承認を得る等、事務処理担当者以外の関与

を経る仕組みとする。

(補足説明)

法務局において戸籍の受理照会や戸籍訂正の許可等の事務を行う必要があることから、市区町村だけでなく、法務局においても連携情報を参照することができるようにする必要があり、参照範囲については従前戸籍も含む必要がある。また、不正な情報参照を防止する方策についても、十分な対策を講ずる必要があると考えられる。

8 届書類の電子化、保存について

(1) 届書類の電子化

届書類（届書、申請書その他の書類）については、これを受理した市区町村において、内容を確認した上で電子化し、国が構築する戸籍情報連携システム（仮称）に送信することとし、現在行われている本籍地市区町村及び管轄法務局等への送付事務は行わない。届書類の参照範囲は、本籍地市区町村及び受理市区町村に限ることとする。

なお、戸籍の記載を要しない届書（外国人のみを届出事件の本人とする届出等）については、現行制度において、管轄法務局等への送付の対象となっていないこと等から、当面現行の取扱いを維持することとする。

(2) 届書の加工制限

届書については、用紙の大きさ及び様式に加え、電子化による事務の障害とならないよう、一定の制限を行う。

(補足説明)

各市区町村や各事業者が作成した独自のデザインを施した戸籍の届書（いわゆるデザイン届書）について、届書の余白等に必要な事項を記載することができないなどの事務支障が生じていることから、届書のデザインについて一定の制限を行う必要がある一方で、事務の必要性以上にデザインを制限することは相当ではないとの考え方もあるところであり、制限の程度、方法等については、引き続き検討を行う。

9 市区町村及び法務局の調査権について

(1) 市区町村の調査権について

現在行うことのできる任意調査の範囲内において、市区町村長の届出又は申請の受理に際し、必要があると認めるときに届出人その他の関係者に対する質問権及び文書提出要求権に関する規定を設ける。

(2) 法務局の調査権について

現在行うことのできる任意調査の範囲内において、市区町村から受理照会を受けた場合その他戸籍法第3条第2項の指示等を行うに当たり必要があると認める場合の届出人その他の者に対する質問権及び文書提出要求権に関する規定を設ける。なお、虚偽の養子縁組に係る受理照会のように、意思の有

無を対象とする調査については、別途、濫用事例に当る疑いがある場合に調査権が発動されるべきことを確認することが適切である。

(補足説明)

市区町村及び法務局の調査権については、任意調査のなかでも、行政法上、法律の根拠なく行うことができることとされている範囲内において、国民や関係機関に対する関係でその所在を明確にし、届出審査に係る事務処理を円滑に進めることができるようにする趣旨で、それぞれ規定を設ける。

このうち法務局の調査権については、市区町村から受理照会を受けた場合その他戸籍法第3条第2項の指示等を行うに当たり必要があると認めるときに限るとして、国と地方の関係にも配慮したものとすのほか、意思の有無を対象とする調査の場面を念頭に、法文上又は下位規定に何らかの定めを置くことの可否について引き続き検討を行う。

10 死亡届出の届出資格者の拡大について

任意後見受任者について、死亡届の届出資格を付与することし、死亡届を届け出る時には、任意後見契約の登記事項証明書等を添付させることとする。

(補足説明)

任意後見監督人が選任される前に本人が死亡した場合の任意後見受任者は届出資格者には当たらないが、任意後見受任者であっても、本人の生死の状況を知ることができる密接な関係を有する者であることに変わりがないことから、現行法上、死亡の届出の迅速・的確な報告を求めている趣旨を踏まえ、任意後見受任者に届出資格を付与する。

また、本人との死後の事務処理の委任契約を受任した者に対して、死亡届の届出資格を付与すべきとの考え方もあるが、当該届出人が届出資格を有する者であるかを確認するために提出させる書面の内容について、引き続き検討を行う。

11 その他

国民の利便性向上、戸籍事務の効率化等のために併せて検討すべき課題はあるか。